24.	理事長	局長	次長	課長	副課長	主幹	副主幹	係
決								
裁								

(伺)下記のとおり支給してよろしいか。

共	起案日	/
済記	支給日	/
入欄	決定額	円

傷病手当金請求書

下記のとおり請求します。

丘庫坦市町村職員土済組合理事長 様

	:	W 5-7	N 1/H /I			-	788	1/	1 11			1												
請求日		令和 7 年 1 月 10 日 1 所属所 企業 番号									元尼元女													
組合員等 記号番号											所属所名													
		1	2	3		4		5	6		8					C) ()	F					
資格取得年月日 昭			(平)	令	24 年 4 月 1						日			年齢 種								種別		
		昭・	$\overline{}$	l1	44			•				組合員」	組合員氏名			共済 太郎								
	失年月日		和			年		_	月		日													
	きなくな [、] 最初の日	った	令和		5	年	9		月	20	日	\$# - 2- #+	0 88	4	介和	6年	1:	2 月	17	日7	から	, 休	業日	日数
支	給開始日		令和]	5 年	Ξ.	12 月		17	日	から	- 請求期 -	月[前]	4	介和	6 年	1:	2 月	31	日	まで	ş (11) 日
					(内記							<u> </u>		Ħ		介護係	以険法	この給	付を	受け	てい	ると	:き	
請求金	額 9	0, 0	90				136, 6				0.001	181-) , .	Here'		保	険者番	号	被保)険者	番号	保	険者	の名	呂称
		90, 090 一調整額 46, 607円 (⑥と①のいず* 円								まれか, 骨 ヘ	[†] れか高い額)													
	退職後			_		就労して	いる	•	就労し	ていない	()	失業保 受給料	状況					有	•	無				
	地方公務員災 休業補償又に					有	• 請:	求「	þ ·	· (#)	第三者行 因果						有	• (無				
いずれかに○印を入れてください	障害厚生	厚生(共済)年金 *2 有 請求中・無 支給年額								年額		305, 0	000	円	支	給開始	年月	寸	2 (令) 6	左	F	4	月
	障害	害基礎年金 ※2 有 請求中・無 支給年額								813, 7	700	円 支給開始年月 平 令) 6	左	丰	4	月					
	障害手	:手当(一時)金 *2 有・請求中・無 支給額										円	支	に給年月	月日	平	· 令		年	J.	1	日		
〇 で りご	老齢厚生	生(共済)年金 ※2 有・請え					文中 美給年額					円			支給開始年月 平・令 年				F		月			
をい		多基礎年金 ※2 有・請求中・無						1 '	支給年額			円			支給開始年月平・令				左	F		月		
		引一の傷病で有の場合、傷病手当金は支給できません。 傷病手当金の受給後に給付を受けることとなった場合は、受給した傷病手当金を返還していただくことになりますので共済組合までご連絡くだっ															ごさい	١,						
	※3 資格喪男	後に給	i付を受	とける場	場合は、	傷病手	当金と記	調整	されま	きす。														
	○ 傷病名			رم ساد	/a 4E		_					〇 発	病年	三月	日	平	· 他)	5 年	Ē !	9	月	20	日
		脳	使	基化	发过	红						〇 初	J診年	三月	日	平	· (fi)	5 年	F !	9	月	20	日
	【傷病名が	変更に	こなっこ	た場合	のみ	因果	関係	(有	• 4	∰)													
療こ	○ 傷病の現症、安静度、その他										○ 労務不能と認めた期間													
養と のに												令和 5 年 9 月 20 日 ~ 令和 6 年 12 月 31 日								日				
た関 めす	体	動技	步行	うに	こお	いい	て	卜	難	を	認し	カる [®]												
勤る	o										Α.	-	_	_	4 -	40	_							
務医で師	〇 今後、	、経過の見とおし(症状の傾向、治療の見とおし)								令	和	7	年	1 月	10	日								
きの	ı E	歩行運動機能訓練を続ける									医療	機関	名		C	0	市立	病防	₽					
な証い明	少	丁儿	里男	刀惯	FE		裸で		続し	ナ・	a								71313	•				
v : 19/1												所	在	地		0	つ市	iO)区	റ) 田 丁	1–1		
	〇 労務可	-				• •		だ	さい	。不	明	所在地 ○○市○○区○○町1-1												
	の場合は		_				۰°)					医 師 氏 名												
	令和 年 月 日 ☑不明							※証明	日は	「労	務不能	と認めた	と期間	」以降	で証明	してく	、ださ	. V \						

上記の記載事項は、事実と相違ないことを確認しました。

令和 7 年 1 月 10 日

所属所長

次郎 氏 名

- 請求書は1月分につき1枚ずつ作成のうえ、太線の中を記入してください。

2 裏面に所属機関の長または給与事務担当者の証明を受けて、共済組合に提出してください。

「療養を担当した医師の意見欄」は傷病手当金支給決定の基礎となるものですから、その記入にあたっては、できる限り 各科専門医において事実を的確かつ詳細に記載するとともに、<u>在職中は職場復帰が可能かどうか退職後は労働能力がある</u> <u>か否か</u>について意見を記載してください。なお、労働能力を回復した(勤務することができる状態にある)にもかかわら ず、勤務しない場合等は傷病手当金の支給要件に該当しません。

「因果関係」とは、前の病気又は負傷がなかったならば後の病気が起こらなかったであろうと認められる場合をいい、 後の病気の「原因の一つ」に過ぎない場合又は「誘因」でしかない場合は、「因果関係なし」として判断してください。

5 初回請求時は「傷病手当金請求に係る同意書(初回請求用)」を添付してください。

清水四数	今回	請求分(該当日にC 令和 (6)印を付し) 年(い。)) 月分				1 2	火 _{曜日} 水 _{曜日} 3 4	木 _{曜日} 金	\			
※ 後日について		請求问数 (1)	同目				-	\			- 			
■ 要易待日ではない (機能の支給液の免除 (機能の支給液象)	√• ∕ ∔ □		• ,					-	\rightarrow	\simeq	\sim	\leftarrow			
□ 要務務日ではない (報酬の支給対象外) 在職中の場合、報酬の支給対象を記明してください。 (初国済水や機構の可請求の場合は、競形でよなくなった機能の日前表別を表現していて、またい。) □ 支給なし	※ 依		が職数車を	・ 美数の角 『	全(起酬の	古公計免			\rightarrow	\times	20 2	20			
総付対象月に製鋼の支給がある場合は、支払った最細について説明してください。) 「大給あり」 文給なし 文約なし 文約なし 文約なし 文約なし 文約なし 文約なし 文約なし 文約						/ 人和 / 1 3 / 1									
①日々の勧務に対し支給される報酬 ②日々の勤務とは関係なく支給される報酬 合計 基本給 地域手当 手当 小計 扶業手当 通動手当 性彦手当 手当 小計 大業子当 通動手当 性彦手当 手当 小計 日本 日 支給 中川 支給 日本 月 日本 日 支給 日本 日 大統領 日本 日 大統 日本 日 大統 日本 日 日本 日	給付	対象月に報酬の支	給があるな	場合は、ま	え払った 幹	段酬につい			-	明書」を添	付してくだ	<u>:さい。)</u>			
基本給 地域子当 手当 小計 扶養手当 通動手当 住居手当 手当 小計 大条の支給額 日本 日 支給 日本 日 日本 日 大統 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日		支給あり		□ 支約	合なし										
基本総 地域テ当 手当 小計 扶養手当 通勤手当 住居手当 手当 小計 本来の支給額 今和 年 月 安給 日本 日 支給 合和 年 月 日から同月 日までの出動しなかった期間に対する報酬の支給について上記のとおり相違ありません。 令和 年 月 日 所属機関の長			①日々(の勤務に対	し支給され	で報酬	②日4	ゃの勤務と	は関係なく	(支給される	る報酬	소화			
全和 年 月 日から同月 日までの出勤しなかった期間に対する報酬の支給について 日			基本給	地域手当	手当	小計	扶養手当	通勤手当	住居手当	手当	小計	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []			
日~ 日 支給 おり 年 月 田から同月 日までの出動しなかった期間に対する報酬の支給について 全和 年 月 日から同月 日までの出動しなかった期間に対する報酬の支給について 上記のとおり相適ありません。 日 所属機関の長 職 名 又は 給与事務担当者 氏 名 支給開始日の属する月以前12月の標準瞬間の合計 4,920,000 円×1/12×1/22 =		本来の支給額													
会和 年 月 日から同月 日までの出動しなかった期間に対する報酬の支給について上記のとおり相違ありません。 日 所属機関の長 職 名 又は 給与事務担当者 氏 名 交給開始日の属する月以前12月の 標準報酬の合計 4,920,000 円×1/12×1/22 = 給付日額	令	和年月割													
日~ 日 支給 令和 年 月 日から同月 上記のとおり相逢ありません。 令和 年 月 日 所属機関の長 又は 給与事務担当者 氏 名 大名															
上記のとおり相違ありません。 全和 年 月 日 所属機関の長 職 名 又は 給与事務担当者 氏 名	TT.														
令和 年 月 日 所属機関の長 又は 給与事務担当者 氏名 支給開始日の属する月以前12月の 標準報酬列額の合計 4,920,000 円 × 1/12 × 1/22 = 総付日額 18,640 円 (10円未満四捨五入) …® を付日額 18,640 円 (10円未満四拾五入) …® 支給日数 給付額 令和 5 年 9 月 ~ 27 等級 410,000 円 (報酬との調整) ①日々の動務に対し支給される報酬について 支払われた報酬 助務を要する日 の 円 × 1/11 日 = の 円 (小数点第三位切捨) …® 報酬日額 ① 円 × 1/22 日 の 円 (小数点第三位切捨) …® 報酬日額 ① 中 ※ 1/22 日 の 円 (小数点第三位切捨) …® 対路を要する日 別務を要する日 の 円・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_ 令	·和 年 月	目から	司月日	目までの出	出勤しなか	った期間	に対する	· 報酬の支	給につい	(
							//	,,,,,	,,,,,,						
大会に関始日の属する月以前12月の	令	和年	月	日											
支給 事務担当者 氏名 「標準報酬の同類		,		所		り長	職名								
標準報酬月額の合計				給		旦当者	氏 名								
標準報酬月額の合計															
# Aft 日額			以前12月の				標準報酬の	の日額							
(A) × 2/3 = 12,427 円 (円未満四捨五入) …®			4, 920, 0	00 円×	1/12 ×	1/22 =	18, 6	640 円 ((10円未満四	g捨五入)·	··(A)				
支給日数 給付額 ® × 11 日 = 136,697 円…© (報酬との調整) ①日々の勤務に対し支給される報酬について 支払われた報酬 勤務を要する日 ②日々の勤務とは関係なく支給される報酬について 支払われた報酬 ②日々の勤務とは関係なく支給される報酬について 支払われた報酬 ②日々の勤務とは関係なく支給される報酬について 支払われた報酬 ③日本の動務とは関係なく支給される報酬について 支払われた報酬 ③日本の動務とは関係なく支給される報酬について 支払われた報酬 ③日本の動務とは関係なく支給される報酬について 支払われた報酬 ③日本の動務とは関係なく支給される報酬について 支払われた報酬 ③日本の動務を要する日 調整額 ③日本の動務とは関係なく支給される報酬について 支払われた報酬 ③日本の動務を要する日 の日本満切捨)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・															
支給日数 (歌酬との調整)			12, 427	円(円差	卡満四捨五	[入] ····································			令和 5 年	三 9 月 ~	<mark>27</mark> 等級 4	及 410,000 円			
 ® × 11 日 = 136,697 円…⑥ ☆和 6 年 9 月 ~ 27 等級 410,000 円 (報酬との調整) ① 日々の勤務に対し支給される報酬について 支払われた報酬 ② 日々の勤務とは関係なく支給される報酬について 支払われた報酬 ① 円 (小数点第三位切捨) …⑥ 報酬日額 ① 中 × 1/22 日 = 0 円 (小数点第三位切捨) …⑥ 報酬日額 ① 中 (円未満切捨) …⑥ 勤務を要する日 調整額 ② 日本の調整) 支給年額 1,118,700 円 × 1/264 = 4,237 円 (円未満切捨) …⑪ 支給日数 調整額 		支給日数		給付額			標準報	融の月額 かりゅう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	I						
支払われた報酬 勤務を要する日 ②日々の勤務とは関係なく支給される報酬について ②日々の勤務とは関係なく支給される報酬について 支払われた報酬 ① 円 × 1/22 日 = 取酬日額 ① 円 (円未満切捨) … ® 取務を要する日 調整額 ②日々の勤務とは関係なく支給される報酬について 取用 (小数点第三位切捨) … ® 取酬日額 ① 円 (円未満切捨) … ® 財務を要する日 調整額 ②日本の勤務とは関係なく支給される報酬について 取用 (円未満切捨) … ® 財務を要する日 調整額 ②日本の勤務とは関係なく支給される報酬について 取用 (円未満切捨) … ®					<mark>7</mark> 円…©				令和 6 年	三 9 月 ~	27 等級 4	10,000 円			
支払われた報酬 勤務を要する日 ① 円 × 1/ 11 日 = ① 円 (小数点第三位切捨) …① ②日々の勤務とは関係なく支給される報酬について 支払われた報酬 ① 円 × 1/22 日 = ① 円 (小数点第三位切捨) …⑥ 報酬日額 ① + ⑥ = ① 円 (円未満切捨) …⑥ 勤務を要する日 動務を要する日 ⑥ × 11 日 = 0 円 (円未満切捨) …⑥ (年金との調整) 支給年額 1,118,700 円 × 1/264 = 4,237 円 (円未満切捨) …⑥ 支給日数 調整額		(報酬との調整)													
② 日々の勤務とは関係なく支給される報酬について 支払われた報酬 ① 円 × 1/22 日 = ② 円 (小数点第三位切捨) …⑥ 報酬日額 ① 中 ※ 1/22 日 = ③ の 円 (小数点第三位切捨) …⑥ 動務を要する日 調整額 調整額 ® × 11 日 = ② 円 ※ 1/264 = 3 0 円 ※ 1/264 = 4,237 円 ※ 1/264 》 1/264 》 1		①日々の勤務に対	·し支給され	1る報酬に	ついて										
②日々の勤務とは関係なく支給される報酬について 支払われた報酬	支	支払われた報酬					•								
 ②日々の勤務とは関係なく支給される報酬について 支払われた報酬 ① 円 × 1/22 日 = ① 円 (小数点第三位切捨) …® 報酬日額 ① 中 ® = ② 円 (円未満切捨) …® 動務を要する日 調整額 ® × 11 日 = ② 円…⑥ (年金との調整) 支給年額 1,118,700 円 × 1/264 = 4,237 円 (円未満切捨) …⑪ 支給日数 調整額 	給額						0 円	(小数点)	第三位切捨	i)(D)					
9	0)			支給される	報酬につい	って									
報酬日額 ① + ⑥ = ① 円 (円未満切捨) … ⑥ 動務を要する日 調整額 ⑥ × 11 日 = ② 円… ⑥ (年金との調整) 支給年額 1,118,700 円 × 1/264 = 4,237 円 (円未満切捨) … ⑪ 支給日数 調整額	算	支払われた報酬		四 × 1/9	2 日 =) 四 (小	数占筆三点	7切栓) …(Ē)					
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		報酬日額		11 / 1/2	2 н	•	11 (/1/3	90.7m.7d — L	793107	<u>.</u>					
 (年金との調整) 支給年額 1,118,700 円 × 1/264 = 4,237 円 (円未満切捨) …団 支給日数 調整額 		$\mathbb{D} + \mathbb{E} =$	0	円(円未満	端切捨)…	F									
(年金との調整) 支給年額 1,118,700 円 × 1/264 = 4,237 円 (円未満切捨) …⑪ 支給日数 調整額															
支給年額		(F) × 11	日 = _		<u>円</u> …⑥										
1, 118, 700 円 × 1/264 = 4, 237 円 (円未満切捨) … 印 支給日数 調整額		(年金との調整)													
支給日数調整額			110 700	Ⅲ ∨ 1/0	64 —	A 227	m /m+>	生11146/	. fa						
					04 =	4, Z0 <i>1</i>	门(门木ǐ	啊奶拾厂…	. (I)						
					円····①										

報酬支給額証明書

組記		所属所		企	業		番号			組合員氏名			
合員番号	1	2	3		4	5	6	7	8		共済	太郎	

	_	les nu	# 1.40	ルトナル			1 =1	
令和5年9月	報	種別	基本給	地域手当			小計	合計
	酬	本来の支給額	350, 000 [□]	36, 300 ^円	円	円	386, 300 [□]	
20 日~30 日	(1)	支 給 実 績	133, 333 🖽	13, 829 ^円	円	円	147, 162 ^H	(報酬①+報酬②)
支給対象日数	+n	種 別	扶養手当	住居手当	通勤手当		小計	
8 目	報酬	本来の支給額	13, 000 🖰	3, 500 ^円	8, 000 ^円	円	24 , 500 ^H	
給与支給割合	2	期間内の支給割合	100 %	100 %	100 %	%		
10 割		支 給 実 績	4.952 [□]	1, 333 ⊞	3, 048 🖽	H	9, 333 🖽	156, 495 ^H
令和 年 月	報	種 別	基本給	地域手当			小計	合計
744 年 月	酬	本来の支給額	円	円	円	円	円	口百日
日~ 日	1	支給実績	円	円	円	円	円	(報酬①+報酬②)
支給対象日数		種 別	扶養手当	住居手当			小計	
日	報	本来の支給額		–		円	円	
給与支給割合	酬 ②	期間内の支給割合	勤務できた	よくなった最	初の日から	<u> </u>		
割	٧	支給実績				円	円 円	円 円
	報	種 別	傷病手当	金請求月ま	きで		小計	
令和 年 月	酬	本来の支給額				н	P.	合計
日~ 日	1	支給実績	全ての期	間を証明し	てください。	H	н	(報酬①+報酬②)
支給対象日数		種 別	王 C () [2]	可を配うし	C \/_C'0'8		小計	
日	報	本来の支給額	H	円 円	円	円	円	
給与支給割合	酬	期間内の支給割合	%	%	%	%		
割	2	支給実績	円	円	円	円	P	E
	報酬	種別	基本給	地域手当	1,7	1,1	小計	1 -
令和 6 年 12月		本来の支給額	350. 000 円	36. 300 円	円	円	386, 300 ^円	合計
1 日~16 日	1	支給実績	140, 000	36, 300 [□] 14, 520 [□]	円	円	154, 520 [□]	
支給対象日数		種別	大養手当		1.1	1.1	1 34, 320 ¹¹ 小計	(TRANG)
文和列家口数 11 日	報	本来の支給額			円	円		
 給与支給割合	酬	期間内の支給割合	13, 000 円 80 %	3, 500 円 80 %	%	%	16, 500 🖰	
相子又相剖行 8 割	2	支給実績	- 00	- 00	円	一	6 600 ==	161 100 #
○ 레		文 柏 夫 頫 種 別	5, 200 円 基本給	1,400 円 地域手当	Н	H	6,600 円 小計	161, 120 [□]
令和 6 年 12月	報	/44					* (合計
	酬 ①	本来の支給額	350, 000 🖰	<u>36, 300</u> [™]	H	円	386, 300 ⊞	(Annelli Co., Annelli Co.
17 日~31 日		支給実績	サギェル 0 円	<u> </u>	円	円	0 円	(報酬①+報酬②)
支給対象日数	報	種別	扶養手当	住居手当			小計	
11 日	酬	本来の支給額	13, 000 🖰	3, 500 [™]	円	円	<u>16, 500</u> [™]	
給与支給割合	2	期間内の支給割合	0 %	0 %	%	%		
0 割		支 給 実 績	0 円	0 円	円	円	0 円	0 H

報酬①……日々の勤務に対し支給される報酬 報酬②……日々の勤務とは関係なく支給される報酬

※ 祝日について

☑ 要勤務日であるが職務専念義務の免除(報酬の支給対象)

□ 要勤務日ではない(報酬の支給対象外)

令和 5 年 9 月 20 日から 令和 6 年 12 月 31 日までの期間について、上記の金額を 支払ったことを証明します。

令和 7 年 1 月 10 日

所属所長又は給与事務担当者

職 名 **〇〇市長**

保健次郎

氏 名

傷病手当金請求に係る同意書(初回請求用)

私は、兵庫県市町村職員共済組合が傷病手当金の支給決定を行うにあたり、次の事項について同意します。

なお、本書の写しも有効とします。

- 1 兵庫県市町村職員共済組合が、下表内の各年金実施機関に対して年金受給権の有無、 年金証書記号番号、支給開始年月日、年金額について照会を行い、照会を受けた各年金 実施機関が、兵庫県市町村職員共済組合に対し回答すること。
- 2 兵庫県市町村職員共済組合が、受診医療機関等に対して傷病手当金に係る診療内容 等(過去に傷病手当金を受けたことがある場合は、その傷病との因果関係を含む。)の 照会を行い、照会を受けた医療機関が、兵庫県市町村職員共済組合に対し回答すること。
- 3 障害を支給事由とする年金又は障害手当金の受給権を有する場合は、上記に加え、下 表内の各年金実施機関に対し給付事由となった傷病についての診断書の内容(傷病名、 診断書を作成した病院名及び医師名)の照会を含み、診断書を作成した病院又は医師に 対し、今回請求する傷病手当金に係る傷病との因果関係についての照会を含むこと。
- 4 これらの照会行為について、貴組合に対し一切の異議または請求等の申し立てを行わないこと。
- 5 年金の遡及決定等により傷病手当金の支給調整を行った結果過払いが生じた場合は、 過支給額を返納すること。

年金実施機関

· 日本年金機構

· 国家公務員共済組合連合会

・ 地方職員共済組合 (団体共済部を含む)

· 公立学校共済組合

・警察共済組合

· 東京都職員共済組合

· 全国市町村職員共済組合連合会

日本私立学校振興・共済事業団

兵庫県市町村職員共済組合理事長 様

令和 7 年 1 月 10 日

組合員等記号番号 123 - 5678

雷話番号

0154 - 12 - 1256

組合員氏名 共済 太郎

